

| | | | | |
|----------|--|---|-----|-----------|
| 件名 | 選別可燃残さリサイクル委託 | | | |
| 履行場所 | 金沢資源選別センター及び受託者施設 | | | |
| 履行期間 | 契約締結の日から令和8年3月31日まで | | | |
| 入札参加条件 | 種目 | 309：資源化委託 入札参加意向申出書を提出した時点で横浜市一般競争有資格者名簿の当該種目について申込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了予定である者を含む。 | | |
| | 所在地区分 | 市内、準市内又は市外 | | |
| | その他 | <p>1 単独企業 (1)容器包装リサイクル法第七条第1項の規定に基づく、分別基準適合物の再商品化に関する計画にて、プラスチック製容器包装の再商品化の具体的方策として規定されている「プラスチック原材料等（材料リサイクル）」、「油化」、「高炉還元剤化」、「コークス炉化学原料化」、「ガス化」、「固形燃料化」の6つの再商品化手法のうち、「固形燃料化」以外の再商品化処理委託の受託実績を有する者。 (2)仕様書で定められた、車両等を保有、または用意することができること。 (3)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 なお、本案件については上記の単体企業のほか、次の要件を満たす分担方式の特定共同企業体の参加を認めるものとする。</p> <p>2 特定共同企業体 (1)構成員の組み合わせは、保管施設からの運搬を分担する構成員と、再商品化処理を行う構成員の組み合わせであること。 (2)再商品化処理を行う構成員は、容器包装リサイクル法第七条第1項の規定に基づく、分別基準適合物の再商品化に関する計画にて、プラスチック製容器包装の再商品化の具体的方策として規定されている「プラスチック原材料等（材料リサイクル）」、「油化」、「高炉還元剤化」、「コークス炉化学原料化」、「ガス化」、「固形燃料化」の6つの再商品化手法のうち、「固形燃料化」以外の再商品化処理委託の受託実績を有する者。 (3)保管施設からの運搬を分担する構成員は、仕様書で定められた、車両等を保有、または用意することができること。 (4)全ての構成員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。</p> | | |
| 提出書類 | <p>1 単独企業 (1)公募型指名競争入札参加意向申出書 (2)委託業務経歴書 プラスチック製容器包装再商品化委託に係る受託実績を示す契約書の写し、電子入札・再商品化実施契約委任状の写し等を添付 (3)車両調達計画書（車検証の写しを添付。予定の場合は、引受証明書等を添付。） (4)誓約書 ・落札した場合、指定期日までに、仕様書で定める人員などを確保のうえ、必要書類を提出し適正に業務を履行することを制約するもの ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないものであること</p> <p>2 特定共同企業体 (1)公募型指名競争入札参加意向申出書 (2)共同企業体協定書兼委任状（入札参加用） (3)委託業務経歴書 再商品化を分担する構成員のプラスチック製容器包装再商品化委託に係る受託実績を示す契約書の写し、電子入札・再商品化実施契約委任状の写し等を添付 (4)車両調達計画書（車検証の写しを添付。予定の場合は、引受証明書等を添付。） (5)誓約書 ・落札した場合、指定期日までに、仕様書で定める人員などを確保のうえ、必要書類を提出し適正に業務を履行することを制約するもの ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないものであること</p> | | | |
| 支払条件 | 前金払 | しない | 部分払 | する（10回以内） |
| 最低制限価格制度 | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 10px; display: inline-block;">該当</div> ・ 非該当 | | | |
| 備考 | | | | |